

稚内市男女共同参画事業所アンケート調査ご協力をお願い

日頃から、本市の男女共同参画の推進に対しご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、平成30年度に「第3次稚内市男女共同参画行動計画（令和元年度～令和5年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでおります。

この調査は、計画の期間が終了する令和5年度に、男女共同参画社会などに向けた稚内市内の事業所の意識や実態を把握し、新たな計画を策定するための基礎資料として活用させていただくため、市内の事業所など100社を抽出し実施するものです。

結果についてはすべて統計的に処理し、事業所にご迷惑をお掛けすることはありませんので、事業所のお考えをありのままお答えください。

ご多用のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

（記入上の注意点）

- 1 お答えは、封筒の宛名の事業所の考えとしてご回答ください。
- 2 ご記入は黒のボールペンまたは濃い鉛筆でお願いいたします。
- 3 お答えは、あてはまる番号を選んで○をつけてください。
「その他」を選ばれた場合は、お手数ですが（ ）内に具体的にその内容をお書きください。
- 4 ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、ポストに投函してご返送いただくか（その際、ご住所やお名前などは記入いただく必要はありません。また、切手は不要です。）、下記二次元コードを読み取りのうえ、WEB回答フォームへ入力するか、いずれかの方法でご回答ください。

(URL : <https://www.harplg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=R41VnGj0>)



恐れ入りますが、令和5年5月31日（水）までに投函してください。

- 5 この調査票の内容についてのお問い合わせは、下記にお願いします。

〈お問い合わせ先〉

稚内市 企画総務部 企画調整課 計画経営グループ
〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号
電話番号：0162-23-6187（直通）

事業所について

問1 貴事業所の主な業種についてお答えください。(あてはまる番号を1つ選び○をつけてください。)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 農林漁業 | 8. 金融・保険業 |
| 2. 建設業 | 9. 不動産業・物品賃貸業 |
| 3. 製造業・加工業 | 10. 飲食店・宿泊業 |
| 4. 電気・ガス・熱供給業 | 11. 医療・福祉業 |
| 5. 情報通信業 | 12. 教育・学習支援業 |
| 6. 運輸業 | 13. サービス業 |
| 7. 卸売・小売業 | 14. その他() |

問2 貴事業所の区分についてお答えください。(あてはまる番号を1つ選び○をつけてください。)

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 単独事業 |
| 2. 本社・本店 |
| 3. 支社・支店・営業所等→ (3. と答えた方は「問2 - 1」へ) |

問2 - 1 問2で「支社・支店・営業所等」と回答された事業所にお聞きします。本社・本店の所在地についてお答えください。(あてはまる番号を1つ選び○をつけてください。稚内市以外の所在地の場合は、市区町村名を記入してください。)

- | |
|-----------|
| 1. 稚内市内 |
| 2. 道内:() |
| 3. 道外:() |

問3 貴事業所の従業員規模についてお答えください。(あてはまる番号を1つ選び○をつけてください。)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 9人以下 | 5. 40~49人 |
| 2. 10~19人 | 6. 50~99人 |
| 3. 20~29人 | 7. 100人以上 |
| 4. 30~39人 | |

問4 貴事業所の雇用形態別の従業員数についてお答えください。

正規従業員数	名（うち男性	名、女性	名）
パート・アルバイト・嘱託	名（うち男性	名、女性	名）
派遣労働者	名（うち男性	名、女性	名）

※雇用形態の区分

- 正規従業員→特に雇用期間を定めず雇われている者
- パート・アルバイト・嘱託→上記以外
- 派遣労働者→労働者派遣法に基づく、派遣元事業主から派遣された者

問5 貴事業所の正規従業員の平均年齢及び平均勤続年数（1年未満は四捨五入）を男女別にお答えください。※おおよその年齢及び年数でかまいません。

平均年齢	歳（うち男性	歳、女性	歳）
平均勤続年数	年（うち男性	年、女性	年）

問6 貴事業所の管理職（雇用主含む）の人数等についてお答えください。

管理職（雇用主含む）数	名（うち男性	名、女性	名）
-------------	--------	------	----

※管理職とは

配下の従業員を指揮・監督する立場にある役職をいいます。
（民間企業及び公務員の「課長職」以上が該当）

女性のポジティブ・アクション（活躍推進）について

※ポジティブ・アクションとは

個々の企業において、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から

- ・ 営業職に女性はほとんど配置されていない
- ・ 課長以上の管理職は男性が大半を占めている

等の差が男女労働者の間に生じているとき、それを解消しようと、企業が
行う自主的かつ積極的な取り組みのことです。

問7 女性従業員の活躍推進に向けて、貴事業所ではどのような取り組みを行っていますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 女性の活躍推進に関する担当部局、担当者を設けるなど推進体制を整備している
2. 女性が少ない職場、職種に女性従業員を配置したり、女性を積極的に雇用したりするなどしている
3. 性別により評価することがないよう、人事考課基準（仕事上の行動や結果、能力を評価する基準）を明確に定めている
4. 男性管理職に対し、女性活用の重要性についての啓発を行っている
5. 体力面での個人差を補う器具や設備などを設置するなど、働きやすい職場環境づくりを行っている
6. 仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている
7. 特に何もしていない
8. その他（)

問8 日本は先進国の中で、女性管理職が占める割合が低い状況ではありますが、どのような理由が考えられますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 女性は中途退職することが多く、人材として育てられない
(問8 - 1へ)
2. 管理能力の面で、女性の適任者が少ない
3. 女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求できない
4. 女性自身が、管理職になることを望んでいないことが多い
5. 上司、同僚、部下となる男性が女性管理職を希望していない
6. 業務の内容が、女性には任せられない、あるいは女性には向いていないと思う
7. 将来管理職になる可能性のある女性はいるが、現在のところ在職年数などを満たしていない
8. 目標となる女性の先輩がいないので、後継者が育たない
9. 顧客が女性管理職をいやがる
10. まだ女性登用の機運が低い
11. その他（)

問8 - 1 問8で「1. 女性は中途退職することが多く、人材として育てられない」と回答された事業所にお聞きします。女性の中途退職が多い理由としてどのようなことが考えられますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 結婚
2. 育児
3. 介護
4. その他（)

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

※ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことです。

※育児休業

子が1歳に達するまでの間に取得することができる休業制度のこと（育児・介護休業法第5条第1項）。ただし、産後休業期間（出産日の翌日から8週間）は含まない。

問9 貴事業所には、育児休業制度の規定がありますか。

1. ある（問9-1へ） 2. ない（問10へ）

問9-1 問9で育児休業制度の規定が「1. ある」と回答された事業所にお聞きします。子どもが何歳になるまで育児休業を取得することができますか。（あてはまる番号を1つ選び○をつけてください。）※会社によって期間で定められている場合は、子どもの年齢に置き換えてお答えください。

1. 1歳未満 4. 2歳～3歳未満
2. 1歳～1歳6か月未満 5. 3歳以上
3. 1歳6か月～2歳未満 6. その他（ ）

問9-2 昨年度に育児休業を取得した従業員数を、男女別に記入してください。

	男性	女性
育児休業を取得した従業員	人	人

問10 貴事業所には、介護休業制度の規定がありますか。

1. ある（問10-1へ） 2. ない（問11へ）

問10-1 問10で介護休業制度の規定が「1. ある」と回答された事業所にお聞きします。介護休業の取得期間の限度はいつまでですか。（あてはまる番号を1つ選び○をつけてください。）

1. 3か月未満 4. 1年
2. 3か月～6か月未満 5. 1年以上
3. 6か月～1年未満 6. 限度なく必要なだけ取得できる

問10-2 昨年度に介護休業を取得した従業員数を、男女別に記入してください。

	男 性	女 性
介護休業を取得した従業員	人	人

問11 働きながら育児・介護を行う従業員に対する制度の有無や制度がない場合の今後の予定について、①から⑧の項目を育児及び介護ごとに回答を願います。(それぞれあてはまる数字を選び○をつけてください。)

①～⑧の項目について、 あてはまるものに○をつけて ください。 (○はそれぞれ1つずつ)	育 児				介 護			
	制 度 が あ る	制 度 が な い			制 度 が あ る	制 度 が な い		
		導 入 予 定	検 討 中	未 定		導 入 予 定	検 討 中	未 定
① 所定時間外労働の制限	1	2	3	4	1	2	3	4
② 深夜労働の制限	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 短時間勤務制度	1	2	3	4	1	2	3	4
④ フレックスタイム制度	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 始業・終業時刻の繰上・繰下の制度	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 転勤についての配慮	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ 事務所内託児施設	1	2	3	4	X			
⑧ 子どもの看護休暇制度	1	2	3	4				

問12 貴事業所での、「ワーク・ライフ・バランス」の促進についての取り組みについてお聞きします。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 時間外（深夜）労働削減の促進 2. 有給休暇取得の促進（連続休暇取得の促進など） 3. 育児・介護休業者への職場復帰支援（情報提供など） 4. 業務の見直し・効率化の促進 5. 従業員を対象とした研修等の実施 6. 従業員の心身の健康保持 7. その他（具体的) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

セクシュアル・ハラスメントについておたずねします

※セクシュアル・ハラスメントとは

相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じる行為

問13 貴事業所ではセクシュアル・ハラスメントの防止に対して何か取り組みをしていますか。

1. 取り組みをしている (問13-1へ)
2. 取り組みをしていない (問13-2へ)

問13-1 問13で「取り組みをしている」と回答された事業所にお聞きします。具体的にどのような取り組みが行われておりますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 社内規定など明示
2. 苦情や相談体制の整備・充実
3. セクハラ防止に関する研修会等の開催
4. セクハラの相談員や担当者の配置
5. 定期的な面接やアンケートの実施
6. セクハラ防止委員会等の設置
7. 男女平等に対する意識の徹底
8. その他 ()

問13-2 問13で「取り組みをしていない」と回答された事業所にお聞きします。具体的に取り組みを行っていない理由をご記入ください。

例) 事業所内に「セクシュアル・ハラスメント」が存在しないから

行政が取り組むべきことについておたずねします

「男女共同参画」とは…

男女共同参画とは、男女が互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

問14 男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れるべきことはどのようなことだとお考えですか。(あてはまる番号を最大5つまで選び○をつけてください。)

1. 法律や制度の面で見直しを行う
2. 国や地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する
3. 民間企業や団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する
4. 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
5. 従来、女性が少なかった分野(研究者等)への女性の進出を支援する
6. 保育の施設・サービス及び高齢者、並びに病人の施設及び介護サービスを充実させる
7. 事業所向けの男女共同参画に関する情報の提供や講座を開催する
8. 労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める
9. 子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する
10. 子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
11. 男女の平等と相互の理解や協力について広報・PRする
12. その他()
13. わからない

その他

問15 男女共同参画についてのお考えやご意見を下記へご自由にご記入ください。

例) もっと性別に関係なく、就職できるような環境づくり等企業に対して国や自治体から支援してもらいたいなど。

貴重なお時間をいただき、ご協力賜り大変ありがとうございました。

ご記入いただいた調査票は、令和5年5月31日(水)までに、同封の返信用封筒に入れ、ご投函するか、WEB回答フォームにてご回答いただきますようお願いいたします。(郵送の場合、ご住所、お名前は記入いただく必要はありません。また、切手は不要です。)